「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、当該実績が入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事：下記の㋐から㋑の要件を満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること。ただし、下記㋐から㋑は同一工事かつ同一トンネルであることとし、施工延長については掘削および覆工を実施した区間の延長であること。

㋐　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積（代表値））50㎡以上であること。

㋑　トンネル施工延長が1,400ｍ以上であること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

②　当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

９　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

８⑴①の認定（８⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も６及び７により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、８⑴①の認定を受けていない構成員が８⑴①の認定を受けることが必要である。なお、この場合において、８⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに８⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

10　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

11　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

12　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「令和８年度　41号上麻生防災３号トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和８年10月16日

国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当理事　中山　裕司

◎調達機関番号　816　◎所在地番号　13

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28

⑵　導入計画物品及び数量　衛星地上間光通信モデム装置の調達　二式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　令和９年度第４・四半期

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　当機構が保有する40cm光地上局内に設置できること。設置環境条件は、後日公示する「仕様書」で示す。

②　衛星に搭載された光通信端末からの受信においては、別途当機構が準備する精捕捉追尾受信光学系と光ファイバコネクタ等で接続し、光信号を電気信号に変換し、復調及び復号を行い、ペイロードデータについては、外部ネットワークへ所定のプロトコル及びフォーマットにてデータ送信できる機能を有すること。

③　衛星に搭載された光通信端末への送信においては、別途当機構が準備する高出力増幅アンプもしくは精捕捉追尾送信光学系と光ファイバコネクタと接続し、外部ネットワークから送信されたデータを符号化及び変調を行い、光信号に変換し送信できる機能を有すること。

④　地表から500kmから1,000km前後、かつ、傾斜角が50～40度の軌道上を周回する衛星に搭載された光通信端末と本邦内に設置された光地上局との間にて、波長1.5μｍ帯の光波によるデータ通信が可能であること。

⑤　アメリカ合衆国空軍省傘下の宇宙開発局（Space Development Agency；SDA）が制定した「Optical Communications Terminal（OCT）Standard Version 3.1.0」（以下「SDA OCT標準」という）が要求する条件に適合した双方向通信が可能なモデムであること。

⑥　SDA OCT標準の要求条件（Version3.0以降）を満たし、かつ、宇宙機搭載実績を有する衛星搭載光通信端末（地上における開発あるいは試験モデルを含む）と双方向通信可能であり、かつ、令和８（2026）年度末までに地上あるいは衛星－地上間で通信試験を行った実績あるいは試験予定があることを提示できること。

⑦　当機構の光地上局へ導入前の令和９（2027）年度末までに、本邦内の当機構が指定する施設（東京近郊を想定する。）にて衛星搭載モデムの地上試験用（エンジニアリングモデル）モデムとの適合性試験（例えば、モデムとのデータ通信やプロトコル検証等）に関する必要な情報を提示し、支援ができること。

⑧　上記⑤に記載の規格のみならず、宇宙データシステム諮問委員会（CCSDS：Consultative Committee for Space Data System）が提案する規格、あるいは欧州宇宙機関（ESA：Europe Space Agency）が提案するESTOL（ESA Specifications for Terabit／sec Optical Links）規格等、将来への拡張性を有すること。

⑨　衛星－地上間における光通信の地上局が低仰角区間（概ね30°以下）では、光通信信号が深いフェージング（10dB以上）現象を示すことが想定される。モデム開発・製造供給者において、衛星－地上間における光通信にて発生する深いフェージング現象に対する技術的な対策について、当機構担当者との間にて適切なコミュニケーションができる専門的な研究者あるいは技術者を有していること。

⑩　衛星に搭載された光通信端末との通信中の光通信品質に関する各種計測、評価機能を有すること。

⑪　当機構において、関連する本邦諸法令への対応状況を確認するため、「仕様書」に基づく物品、設備等の納入等に当たり、電波法（昭和25年法律第131号）や電気用品安全法（昭和36年法律234号）その他の法令並びに条例等に基づき、主務大臣並びに各都道府県知事等に対し、認可、許可、届出等が必要となる場合又は必要と考えられる場合は、本件調達契約後速やかに当機構担当者と協議できる体制が構築できること。特に電波法第100条第１項各号に定められている高周波利用設備に該当する高周波発生部を含む機器、もしくは電波法第４条の